

第6回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成27年6月3日

9：30～

場所：本庁舎3階第3委員会室

1. 会長あいさつ

皆さんおはようございます。今日は推進計画に盛り込むべき事項の集約という協議事項もあり、市に対して新たな推進計画を作る内容を、できるだけ委員の皆さんに多く出していただきたいと思っている。また、地域づくりの現状の追加説明も予定しているため、それらの説明を受ける形で推進計画の項目出しをお願いしたい。

前回の委員会でも話をしたが、今、どこの自治体も総合戦略を一齐に作っている。亀山市も総合計画と同時に総合戦略を作っていくというのがスタンスであり、そのための会議も立ち上がっている。非常に短い時間の中で、プレミアム商品券などの既に補正予算で始めた事業もあれば、今後5年の間にこれから亀山市が人口減少、高齢化に対応する色々な事業の頭出しについて、これから数カ月間で集中してやっていくことになる。それらの事業が総合戦略や総合計画に載っていく時、その事業がまちづくり基本条例の理念に合っているかのチェックを、短期間であっても、どこかでしておかなければいけない。もちろん理念に大きく外れた事業は出てくる訳がないと思うが、まさに本日の会議の事項にある条例との整合性の検証に関わってくる話として、この委員会としては、盛り込まれる個別事業を審査するために創生会議の皆さんに、まちづくり基本条例との整合性を大切にして審議してくださいということとは言うておかないといけないと思う。

亀山は他の自治体に比べて、人口減少は5年から10年くらい遅い。しかし、いずれ来る。地域の様相がこれから変わっていくことを前提として、組み立てていかなければいけない。亀山の場合には、まちづくり協議会（以下、まち協）があるため、まち協単位のデータもこれから出してもらえるのではないかと期待している。

亀山では、このまちづくり基本条例をベースにして、地域のまち協の設置条例の具体化を図る市の有識者会議を開催しているところである。それに対する意見もまたいただかなければならないと思っているが、そのように形を作って具体的にやっている。一方では、地域の活動を支援するような総合戦略と総合計画ができつつあるという状況である。

2. 協議事項

(1) 検討テーマ③「条例との整合の検証」に関する議論

事務局：資料説明

（説明要旨）

- ・まちづくり基本条例との整合に関する具体的な取組状況
- ・前回委員会での主な意見について

会長：事務局から、資料に基づいて説明があったが、何か意見はあるか。総合戦略の委員の皆様も、まちづくり基本条例の趣旨を踏まえたうえで議論いただきたいと思う。

委員：このチェックリストは動いており、色々なところで事例として出てきていると思うが、その中で、このチェックリストを使用し条例を意識した結果、今までのやり方からこう変わった、こう変えなければならなかったといった具体的な事例はあるか。

事務局：意識する所は当然あるが、これをもとに具体的に変わったという事例はない。

委員：すぐにはそこまでいかないと思うが、チェックリストを使用することによって、今まではこうで、住民サイドを意識するのであればこのように規定するなど、そのような考え方の変更はあると思う。

事務局：現在チェックリストの対象としているのが、条例や規則、分野別の計画である。まちづくり基本条例自体はかなり大きな理念条例となるため、これらを対象にチェックリストでチェックを行い、そのチェックを踏まえて作った条例や規則に基づき、個々の事業が展開されているといった流れであり、指摘のあったところまでは、なかなかチェックリストにまでは出てこないというのが現状である。

委員：そのあたりを考えて仕事をしていただかないと、この条例そのものが生きてこない。その点については、将来的にどう考えているか。

事務局：チェックリストをさらに細かい部分まで作っていくというのは、基本的に考えていない。例えば、事業レベルでチェックをかけるとなると、膨大な事務作業が発生してくる。事務作業量の問題ではないのかもしれないが、当然意識はしていかなければならないと考えるし、やっていく必要はあると考えるが、それを何らかの形で書面的に整理するのではなく、別の方法でしていかなければならないと考えている。

委員：市の独りよがりにならないよう、チェックリストを書くための作業にはなってほしくない。もともと理念条例であるため限界はあると思うが、条例の何条のこの項目に該当と書いてしまうだけで終わってしまい、チェックリストを作るための作業になってしまう可能性がある。チェックリストをチェックするようなよい方法はないか。

会長：条例自体が理念条例であるため、そういう意味では、条例と適合しているか確認するチェックリストでは、意識してもらうというのが中心になると思うが、どういう状況か具体的に報告いただくというのは、本委員会で検討してもよいかもしれない。

市職員の研修でも話をしているが、地域で色々なことを始めていくと、市民のやりたいことを、条例や規則、或いは法律が許していないという状況が、おそらく多々出てくると思う。特に人口減少対策や高齢化対策では、これからそのような事例はたくさん出てくると思うが、それを解決できる糸口を考えられるのは、市民ではなくて専門知識を持った市職員である。その市職員が、例えば、まちづくり基本条例の理念に沿って、現行の制度を変えたり、法令解釈を少し変えたり、国や県に働きかけるといった事例は、今も出ていていると思うし、おそらくこれからも出てくる。整合の検証から外れるが、そういったことを市役所の各課が共有する仕組みは絶対に必要である。

例えば、地域で配食サービスを始めたいとなった時に、保健所の規制をどのようにクリアするか、或いは、地域住民で介護支援サービスの提供をしたいとなった時に、一人暮らしの高齢者宅に入っていく際の資格をどうするかなど、事例はたくさん出てくるであろう。それを上手く解決する糸口を住民と一緒に考えてもらえるのが、市職員である。そういう意味でのまちづくり基本条例との整合性というのは、本日の議論とは直接的に関係しない

が、そのような事例というのはたくさん出てくると思う。

委員：チェックリストをどのように作っていくかということである。チェックリストのチェックというのも含めて、作業量は相当増えると思うが、それが一つのきっかけになるのではないかと思う。住民対応の意識の変化や改良に繋がっていく気がする。

委員：前回の委員会の意見で、第三者的な立場から見てチェックする仕組みが必要とあると書いてあるが、第三者というのは市民か。それとも市役所内の他部署か。

会長：市役所の中というよりも、例えば、庁内で一度チェックしたものを、この委員会で報告いただくというのが、第三者ということである。この委員会とは限らないが、庁内でチェックしたものを、市民の皆さんの目線で検討いただくことである。方法としては、チェックした内容についてHP上での公表を義務付けるなどの方法もある。

行政評価が陥りがちなように、そのための作業が中心になってしまったら意味がない。しっかりチェックしているということは、何らかの形で市民にお知らせする必要があると思う。

(2) 検討テーマ②「地域づくり」に関する現状の取組の追加説明

担当部局：資料説明

地域づくり支援室

(説明要旨)

- ・地域自治に関する有識者会議の意見書について
- ・今後のスケジュールについて

会長：まち協の法的根拠となる条例の検討は、昨年度の意見書をベースに改めて今年度の有識者会議で素案を作り、まちづくり基本条例とは別の条例として、3月議会で年度内に成立させる方向で有識者会議が始まっている。昨年度の有識者会議で、盛り込むべき項目については検討済であるということは、補足的に説明させていただく。

現在、地域予算制度やまち協の法的根拠となる条例が、今年度中に仕上がるよう、市の中で検討されており、平成28年度にはそれぞれの地域で、少しずつ法的根拠を持った団体として、まち協の活動をしていただけるのではないかといった状況であるが、ご意見等はあるか。また、推進計画の中で盛り込む事項等も併せてご意見いただけたらと思う。

委員：市が一括交付金の上限を一律にコントロールするというのどういう意味か。

担当部局：市の財政状況に応じて、若干変わらう場合があるという意味である。

委員：最終的に交付金額を決めるのは、市であるということによいか。

担当部局：はい。

委員：例えば色々な事業を複数年度で実施していく場合に、削れない事業や新規の事業が出てくるのが想定されるが、その調整はどのような場でやっていくのか。

担当部局：地域が行う事業について、市で新たに財源を確保するというのは想定しておらず、現在交付している補助金をまとめるといった形である。ご指摘のあった点は、さらに一歩先に進んだ議論になろうかと思う。

会長：総合戦略では、小さな拠点の話が重要指標として出てきており、コミュニティビジネ

スが全面に出てくることが想定される。例えば、地域で人を雇うという項目が重要指標として出てくる場合、総合戦略の計画期間内には、重点項目として亀山市はそこに向けて支援することになるし、計画期間の5年間で、地域で人を雇い続けられるような仕組みを担保してくださいという条件は付くことになるだろう。そうすると、まち協の財源から人を雇うという話が出てくる可能性が出てくる。

そういう意味でいうと、現在は縦割りの様々な補助金を、まずは額として一括化していくところから始まるという状況である。それがその後どうなっていくかという時、今の範囲内では個別補助金をまとめたただけであり、市が交付金額の増減は一律にコントロールせざるを得ない。その後は政策的な判断になるのであろうと思う。

委員：コントロールするのはいいが、どの程度まち協側の主張が通るのか。極端に言えば、お金がないから事業を打ち切ってくださいという話もあり得る。地域がお金を持っていればいいが、地域はお金を持っていない。

会長：有識者会議で議論をしていたが、補助金というのは、本来は市がやらなければいけないことを、市に代わって地域にやってもらうために出しているものである。一括交付金化した際には、地域でまだまだこれからも継続してもらわなければいけない事業については、協定書のようなものを市とまち協で締結し、必ず実施してもらえるようにしようと考えている。

委員：市が地域に継続してほしい事業は、しっかりまちづくり計画に載せてくださいということを、お互い確認しておくための協定書ということでよいか。

会長：まちづくり計画に載せる部分はあってもよい。ただしこれは、完全にお金の部分の話である。

委員：単純に、これまでの補助金を一括交付金化にするにあたって、市が継続してほしい事業を地域にしてもらうために、協定書を別に締結するということがか。

会長：お金の部分についてはそうである。それはやはり、きちんと結ばなければいけない。

委員：逆にお金のことばかりになってしまわないか。まちづくり計画に基づいて実施する事業を、きちんと市とまち協の間で合意しておき、長い期間の予算付けについては担保していくといった内容の協定書を結べばよいと思う。その中でも市として継続して実施してほしい事業は、全て計画の中に載せていくというほうが見やすいと思う。

会長：まちづくり計画に載ったものを、市が財政的な支援をしていける訳ではない。どうしても優先順位付けは必要だろうし、住民が主体でやっていく事業と、市が主体となってやっていく事業を含んだまちづくり計画になると思う。その時に、複数年かかるものについては、一括交付金化したら、地域でこの事業のために3年計画で資金を積み立てることも可能だという形で使ってもらえるものまでにはしたいと、有識者会議で議論している。ただし、協定書自体が複数年、将来のまちづくり事業の財源を担保するものでは決していない。

担当部局：例えば行政がしてほしい事業がABCとあり、地域としてはDという事業をしたいとなった場合に、ABCのうち、今年はAの代わりにDを実施し、来年にAをするということもあり得ると考えている。全体の交付金額は決まっているため、地域が新たにしたい事業に対して交付金を上乗せするというのは、また別の話である。

委員：事業を3年計画で実施する場合に、3年間で毎年事業費を積み立てても、その利用計

画がしっかりしていたら問題ないか。また、交付金は上乘せして交付されるか。

担当部局：それは別の議論である。

委員：住民ももっとレベルアップしていかなければならない。

会長：だからこそコンプライアンスというのが重要視されている。やりたいことをしっかりと地域の住民で合意を得て、まちづくり計画という文書に載っていれば、その実現に向けて、まち協も市も支援をしていかなければならない。市の支援の中には、財政的な支援も含まれる。

事業の順番などについても、地域で民主的な手続きできちんと決めて、住民の皆さんが納得していただければ、それは構わないだろうと思う。例えば、地域で防犯灯を100本増設する場合に、それを前倒しでやるのか、それとも3年計画でやるのかというのは地域で決めていただければいい。ただし、おそらく防犯灯の設置については、経費は年間10本づつくらいしか出なかつたりする。それを3年間で100本増設するとしたら、残り70本については、また別途考えなければいけない。

委員：全体のパイは大まかで、太くも細くもならないという話か。

会長：今ここで言えることは、市全体で3年間で1億5千万円程度を想定しているということである。

委員：現在の補助金を合計すると、1億5千万円あるということの意味していると思うが、均等割や人口割にした場合に、今まで補助金や交付金で各地域に渡っていた金が、アンバランスになってくることが想定される。

担当部局：まとめた補助金を原資に、均等割や人口割をする考え方はその通りである。ただその中で、今と比べて多い地域と少ない地域が出てくるため、その場合は補正するしかないと考えている。少なくとも交付金額が今より減ることのないように、不利益が生じないような補正はしなければならぬと考えている。

委員：補正するとレベルは揃うとしても、結果的にまち協の自前の財源がない限り、今までやっていることしかできない。

担当部局：今までやってきたことを今一度見直してくださいというのがこの制度である。

委員：今まで補助金や交付金をもらってやっていることは、地元に行わせれば、全て毎年箇所付けされている。そのため、事業の優先順位等について、住民のコンセンサスを得るのは、かなり難しいと考える。

担当部局：今までしていた事業を継続いただくのは当然重要である。ただし、新たな地域課題が出てきて、新たに実施したい事業が出てきた場合に、今までの事業を見直しましょうということである。

委員：今までしている事業は、全て市の補助金をもらって実施している事業である。

担当部局：例えば、今まで10万円の補助を受けていて、同じように10万円の事業をするか、内容を変えて5万円でしていくかということも考えられる。

会長：少なくとも創意工夫の余地は広がると思っている。どうしても意見書に記載のある1億5千万円が独り歩きしてしまうが、地域への補助金はこれよりもっとある。担当課が補助金として残しておかなければいけないと主張したのも多数あり、その中である程度、地域で一括交付金化にできるのではないかとというのが、この1億5千万円である。

そして、その中で一番課題となるのが、自治会長の手数料である。これは地域によって使われ方がかなり違うだろうし、地域の活動資金になってしまっている。これがあることにより、自治会の活動がどのようなもので、自治会長がどのような役割を地域で果たさなければならぬかといった議論を、もう一度できる余地は出てくる。

委員：この意見書では、まち協と自治会の関係が整理がされていない。

委員：意見書に記載のある、まち協ができていない地域に対して、新たに制度を設けないというのはどういう意味か。今の補助金を残すということか。

担当部局：そのとおりである。新たなまち協ができていない地区コミュニティのままの地区に対しての手立てはしないということである。事務の増加にはなるが、今までどおり補助金としては交付していくということである。

委員：交付金化していく段階のことで、平成29年度は自治会とまち協のみであるが、自治会連合会や老人会、婦人会も同時にスタートした方がスムーズにいく気がする。段階的に交付金化していくと、地域としてはなかなか一つになりにくい。

会長：設置条例の方である程度義務付けられるのであれば、少なくともまちづくり計画を作る際には入れていかなければならない。

担当部局：婦人会や自治会連合会への補助金を一括交付金化するとどういことが起こり得るかということ、まち協から各種団体へ上納する形になるということである。

委員：老人会は最近無くなっているところがある。それはまち協で、婦人部や女性部として活動し、そこにお金を落としたりよいと思う。

委員：まち協と自治会との関係はどのように整理するか。

担当部局：自治会とまち協の関係は、まち協の構成メンバーとして自治会があるという考え方である。

委員：まち協と自治会は並列ではなく、まち協の中に自治会があるということか。

委員：自治会も包括してやらないと人が減っていくため、まち協と自治会は一つにしていこうという話は最初からあった。

委員：自治会長の手数料を交付金の中に入れてしまうのであれば、そのようにまち協の仕組みを変えなければならぬ。自治会部というのは、自治会長が入ってもらっているが、自治会そのものは外にある。活動は中でやってもらうが、自治会はまた自治会独自に活動するという意味で外にある。先ほどの話をどんどん広げていくと、まち協のまちづくり計画の中に自治会の活動もそれぞれ組み込んでおかなければならない。

会長：自治会自体はあくまで任意の団体であり、条例に設置根拠を持つ地域の実組織となるまち協を重視せざるを得なくなることは確かである。任意の団体に出している補助金と、まち協に対しての交付金を考えた時、まち協に対する交付金の方が正当性がある。最終的にはまち協への交付金の中から、自治会の活動に必要な経費を受け取るという形で、自治会は位置付けられることになるだろうと思う。設置根拠がある団体ができたら、市はまち協しか相手にできない。

委員：自治会長の手当や防災関連の補助金などは、全く自治会にはいなくなる。自治会そのものも住民から金をもらっているが、その金はどうなるのか。

会長：地域で唯一自前の財源を持っているのが自治会である。だから自治会が本来のそのお

金を使って行う役割の部分に、限定されていくのではないかと思う。

担当部局：消防団も単独で活動しているし、自治会も婦人会もPTAもそれぞれ独自の財源でその地域において活動している。ただ、何かまちづくりの、自分たちの地域の将来性を議論する中には入ってくる。

会長：しばらくごたごたすることは、当然あると思う。他に意見等あればお願いしたい。

委員：具体的に考えると、例えばゴミの収集については、現在は自治会がやっている。そのゴミ集積所の建屋を作ろうとする場合、コミュニティに資金援助を依頼するということがか。

担当部局：集積所の補助金を交付金化するとそうなる。

委員：ということは、ゴミ集積所を作ることは、コミュニティの事業でもあるということか。

担当部局：はい。まち協の中で、例えば複数のゴミ集積所を各自治会が建設するということがあれば、まち協の中で優先順位をご議論いただくこともあると考える。

委員：地域が納得するかどうかである。みんなのお金なのに、なぜ他の地域に流れていくのかといった意見が出てくる可能性がある。

担当部局：極端な話、まち協に加盟しない自治会も出てくるかもしれない。

委員：自治会として持っている資産は、別で考えなければいけない。取り込んでしまうとそのような問題が出てくる。

会長：地域で活動する有力な団体で歴史がある自治会は、これからも当然重要である。ただし、自治会だけではない他の団体とまず協議をする場として、まち協がある。その協議をしてみんなで決めたことをやっていると一括交付金をまず作ったということで、その一括交付金の中に自治会長の広報配布手数料などを入れるかどうかは、これから議論していくことになる。

委員：地域が納得しなかったら自治会がやることになり、地域が納得したらまち協でやっていくことになる。流動的である。

委員：誰が考えても公平だという考えでいかなければいけない。

委員：話は変わるが、人件費は交付金の対象か。

担当部局：そこまでは議論に至っていない。有識者会議の中の意見としては、用途は制限しないとしており、これを参考にして庁内で議論していきたい。

委員：交付金は積立や繰越は可能とあるが、これは事業として事業計画の金額が交付金の額となり、最終的にはゼロ清算をするということか。

担当部局：清算することを想定しているが、これからの議論である。

委員：今のまち協も自己資金はほとんどなく、自己資金がある程度できるまでどうしようかということは今考えており、その辺りの運用がうまくできないかと思う。一括交付金にして、最終的に行政の色々な仕事を請け負っている形になっては何の意味もない。そのような状況が起こり得る可能性がかなりあると感じる。

会長：可能な限り地域に出していくお金を増やしていくような事業は、新たに考えていくべきだろうと思う。例えば、地域まちづくり計画に記載した事業をプレゼンテーションして、我が地域のこの事業を来年度やりたいので、是非特別の事業助成金を申請しますといったものはおそらく制度化されていくだろうと思う。伊賀市や名張市などの先行して行っている自治体はそういう制度を持っている。ただし、その事業が地域まちづくり計画に位置付

けられていることが前提である。

一括交付金を使うというのは、地域に責任が生じることである。それは一括交付金を扱う人のコンプライアンスの話もあるし、用途について、使い道、使った結果どういう効果があったかという、我々がよく市役所に求めるPDCAを、地域のまち協もきっちりとやっていくことに繋がるのではないかと思う。壮大な実験のようなものであり、今後、色々と施行錯誤はあると思う。

委員：まち協と市と一緒に取り組む協働事業が出てきた場合、どのように配慮するのか。

担当部局：今の亀山市の協働事業の考え方は、市の事業として位置付けをしているため、提案者と行政がお互いに事業の必要性を確認できれば、予算は市の本予算に組み込まれていくと思う。一括交付金は、あくまで行政が地域に対してお金をお支払いして、地域で考えて使ってくださいというものであり、協働事業は市の予算の中で、担当部署と一緒にやっていくといった考え方であると理解している。

委員：例えば、わざわざ市に頼んで直してもらってもない市道の補修を、地元がするという場合はどうなるか。

担当部局：現在は原材料支給という項目があるが、一括交付金に原材料支給まで含めるかといった点は、他の分野も含めてこれからの議論となる。

会長：できるだけ幅広く一括交付金化を図るべきだという考え方はある。小さな補助金の支出や決算に手間がかかるのであれば、それは地域で一括して行ってもらおうというのが基本である。

ただ、多くのところでは、地域で昔からやっていたものを、一旦全て市にお任せしているという経緯がある。それをもう一回住民がやろうかという時に、なぜ俺たちがやらなければならないのかという話が先に立つ。そうではなく、市は色んなことを他にもやらなければいけないから、昔はやっていたことを少し地域で出来ないかというような提案を、まち協としてはできればよいと思う。

意見書に記載のある市の支援策というところで、地域担当職員の支援や庁内の部局間で調整できる体制の整備は非常に重要である。また、中間支援組織の設立促進や協働事業提案制度も、使えるのではないのかと考えている。このような市の総合的な支援策を今後展開していくべきだというのは、有識者会議の結論として出しているという状況である。

委員：本日初めて意見書をいただいたことから、読み込むと相当色々なことが出てくる。さらに議論するため、近いうちにもう一回委員会を開催してほしい。

委員：自治会の地区コミュニティ未加入問題について、意見書ではまち協に加入しなくとも不利益な取り扱いをされないこととなっており、全部は入らなくてもいいのではないかと感じてしまう。まち協に入るメリットをもっと示せば、自治会に説明しやすく、加入促進に繋がると思う。

会長：自治会は地域の非常に狭い範囲の組織である。その狭い組織は、これから5年、10年経つと、お年寄りの増加などにより、その中の助け合いというのはかなり限られたものになっていかざるを得なくなるため、少し広い範囲で助け合いの仕組みを作っていくというのは重要なことであると思う。子ども子育てを地域でどうするかということを考える場合、一つの自治会の中で考えるのではなくて、小学校区くらいの広がりの中で考えていく

必要がある。

そのような意味でいうと、まち協という範囲で様々な地域の問題に取り組むというのは、一つ根拠のあることだと思っている。そのような場に地域の人も参加してもらう。まち協の構成員は地域の住民全てである。自治会に入っていようが入ってまいが、その地域の皆さんは、まち協に参加してもらうことができる。

委員：住民は今まで与えられてきたため、自ら動いて考えるというのは慣れていない。また、まち協がいかにかみんなの意思をまとめ上げるかというのは、格差もあり非常に難しい。まち協を今作ろうとしているメンバーも、手探り状態でやっている。立ち上がって活動している中であっても、また悩みがある。今までは与えられてきた人が多いうえに、お年寄りが特にそうであるため、余計に動きにくい。

委員：やってもらって当たり前で、自分から進んでやっていくというのは習慣づいていない。

会長：まちづくり基本条例で目指しているのは、自ら何かをやる亀山市民であり、地域で動く亀山市民である。

委員：地域の活動でアンケートをとると、色々な意見が出る。

委員：アンケートを取っても、こういうことをやってください、お願いしますと受け身になっている。参加してくださいとなると、遠慮がちになる。

委員：自分の得意なところは参加してくる。

会長：自分の得意なところで参加してもらえばよいと思う。

(3) 推進計画に盛り込むべき事項の集約

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・これまでの各テーマの検討状況（現状・議論・意見のポイントなど）
- ・検討結果報告書及び推進計画作成に係るスケジュール

会長：検討結果報告及び市推進計画を作成するため、我々は意見を集約しなければならない。本日は時間の都合上、この議論を行うこと厳しいため、各委員に盛り込むべき事項の原案を書いていただき事務局で集約したうえで、次回の委員会を補足的に開催するというところでいかがか。

(※全員異議なし)

3. その他

会長：条例のPRなど、今後さらに検討しなければいけないテーマもあったと思うが、事務局どうか。

事務局：中間支援組織に設立に向けた支援の検討については、テーマとしては、平成28年度以降の要経過観察の課題ということでまとめていただき、常に意識はしていこうということで、推進委員会で決めていただいた。条例のPRについては、今後のPRの必要性ということで議論いただいたということである。

会長：場合によっては、独立したテーマとしてもよいと思う。その他、すぐにというわけで

はないが、推進計画の中で今後より検討しなければいけないテーマを出しておくというのも、この委員会の一つの役割であると思う。そういった意味も含めてご発言いただけたらと思う。

協働事業提案では、まち協から提案された事業を、他のまち協でもやってほしいなど、そのような形での事業費補助の公募の仕組みは、やはり考えていかなければならないと思う。

担当部局：現在は地域活性化補助金というのがあり、補助率3分の2の上限30万円で補助している。それを今後も継続していくかどうかといったことになると思う。その議論については、地域予算制度の施行の段階で考えていかなければならないと思っている。

会長：それは今回の市の検討の範囲には入っているのか。

担当部局：まだ入っていない。そもそも地域予算制度がどういうものか決まっていない。

事務局：その部分については、地域予算制度が煮詰まってくる段階では、もう少し取り入れていかなければならないと思っている。現行の地域活性化予算制度よりも、もう少し大きな枠組みのようなものは検討していかなければならないと、個人的には思っている。まち協が以前とどう違うのかという議論がある中で、インセンティブのようなものを、今後の議論の中では進めていかなければならないと考えている。

会長：委員からも指摘があったように、加入していなくても、なんとなく前とは違うと実感してもらうのは、こんな風になっていったという示し方が一番だろうと思う。加入していないことによって不利益を被ることはないが、確実に地域が良くなってきたと思ってもらってはじめて、まち協に参加しよう、積極的に参加しようということになると思う。

委員：やる気のないところであつたら、不利益がないのであれば加入しないとなってしまう。

会長：その点は、まち協として、やる気がなかったら放っておいていいのかという話になると思う。ただし、徐々に地域の頑張りが表れてくることは確かだと思う。

委員：まちづくり計画を作っていくうえで、総合計画や総合戦略との関係性の整理や地域の課題を計画に書いていくにあたり、市の方もしっかりと関与してほしい。各まち協に市が関与していくとなると、相当大変なことになると思うが、市が持っている考え方や市全体でやってきたこれまでのノウハウなどは、まちづくり計画の中には絶対反映していかないといけない。地域の人が全くついてきてくれない計画を作ってもいけないし、その辺りの整合性を図っていくため、絶対に市の支援は必要であり、検討テーマの地域づくりの項目に書くとすれば、地域まちづくり計画作成への支援のあり方といったものも必要となると思う。まちづくり計画を作る中で、その地域に住む市職員に入ってもらふのとは別に、行政職員として入ってもらふことは必要である。そうでなければ、あまりいい計画にならないと思う。

会長：地域での市の役割をきちんと説明できる職員がそれぞれに関与していくのは、難しいが必要ではある。

事務局：事業化されている予算をどのようにするかというのではなく、一から事業化する予算をどのようにお互いに考えるかということだと思う。今の協働事業の中では、まち協との協働というのは限界があるため、その辺りも少し煮詰めていく必要があると思っている。

委員：協働だけではなく、地域を良くしていくために、どのように考えていくか。市として

の全体を調整するような立場で見てもらわないといけない。そういう意味で本当は市に入ってもらわなければいけない。

会長：市の立場として地域のまちづくり計画の作成に關与する職員は、非常に勉強になると思う。また、総合計画の關係をどうするかというのは大きな議論である。理想は地域まちづくり計画が先にあり、市全体の総合計画に上げていくというのが一番である。

事務局：第2次総合計画は平成27、28年度の2ヶ年で策定して平成29年度から始まり、まち協は平成28年度までに19地域で出来上がる予定である。市が示すのが先か、まち協に示していただくのが先か分からないが、総合計画とまちづくり計画の整合をとるには、よい時期であると思う。

会長：想定をされた事項の集約までには至らなかったが、各委員がまちづくりに関わっているということで、たくさんのご意見をいただき、よい議論ができたと思う。

各委員におかれては、事項の集約を事務局に提出いただき、例えば、まちづくり計画に対しての職員の参画などの提案も出ていたが、そういった部分も含め、次回の委員会では、推進計画に盛り込むべき事項の集約の項目などについて、確認させていただきたい。

(1) 次回の推進委員会

時期 平成27年7月9日(木)

場所 亀山市役所本庁舎3階 第3委員会室